

令和4年1月19日

飲食店のみなさま

江南区 産業振興課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた
飲食店に対する協力金(新潟市令和3年度第5期)について

このことにつきまして、国による「まん延防止等重点措置」の適用を踏まえ、新潟県から、本市を含む県内全域を対象とし、飲食店への時間短縮営業などが要請されましたので、下記のとおりご案内します。よろしくお願いいたします。

記

- 1.新潟県からの要請内容 **別紙のとおり**

- 2.新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(新潟市令和3年度第5期)について
 - 県の要請対象となる新潟市内の施設を運営し、県の要請に全面的に応じていただいた事業者を対象に、協力金を支給いたします(協力金の申請窓口は新潟市)。

 - 協力金の申請受付開始 令和4年2月14日(月)から(予定)
申請書類は2月14日(月)から(予定)、市産業政策課(ルフル庁舎5階)及び各区役所産業担当課の窓口に備え付けるほか、市ホームページでダウンロードができます。

 - 新潟市内店舗の協力金に関する専用コールセンター 電話(現在準備中)**
受付時間:午前9時から午後5時まで(土日・祝日を除く)
※新潟市以外の協力金支給に関するお問い合わせには対応していません。
※コールセンターの開設日は、準備が整い次第、市ホームページにてご案内します。
それまでは、新潟市産業政策課(電話025-226-1610)へお問い合わせください。

- 3.その他
 - ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく要請となります。
要請に応じない場合は、新潟県から命令や立入検査等が実施されるほか、県の命令等に違反した事業者は20万円以下の過料に処されます。
 - ・ 新潟県「**にいがた安心なお店応援プロジェクト**」**認証制度**については、新潟県の事務局(電話025-288-6681)へお問い合わせください。
 - ・ (同封物)お客様への告知用として「営業時間の短縮と酒類の提供について」を同封しています。酒類の提供について、新潟県の要請に応じていただきますとともに、**いずれかの□(四角)に必ずチェック☑をして**、お店の入口など、お客様に分かりやすい場所への掲出にご活用ください。

<担当>

江南区産業振興課

電話:025-382-4809/FAX:025-381-7090